

大阪府食育推進ネットワーク会議設置要綱

(趣旨及び目的)

第1条 この要綱は、食育基本法（平成17年法律第63号）の本旨に基づき、地域団体、健康福祉・農林水産及び教育分野、行政等の各関係機関・団体が協働して大阪府の食育推進に取り組むことを目的とする大阪府食育推進ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置し、ネットワーク会議に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務局)

第2条 ネットワーク会議は、主たる事務所を構成員である大阪府健康医療部健康推進室健康づくり課に置く。

(事業)

第3条 ネットワーク会議は第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 食育推進検討会の開催
- (2) 食育展示会の開催
- (3) その他、食育の推進のために必要な事項に関すること

2 ネットワーク会議は、前項に関する業務の一部を委託することができる。

(ネットワーク会議の構成員)

第4条 ネットワーク会議は、別表に掲げる団体が選出する構成員をもって組織する。

(書類及び帳簿の備付け)

第5条 ネットワーク会議は、第2条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けおかななければならない。

- (1) 本規約
- (2) 構成員の名称、住所及び代表者の氏名を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿

(役員の数及び選任)

第6条 ネットワーク会議に次の役員を置く

- (1) 会長1名
- (2) 副会長1名
- (3) 監事2名

2 前項の役員は、総会において第5条の会員の中から選任する。

(役員職務)

第7条 会長は会務を総理し、ネットワーク会議を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。
- 3 監事は、本会の業務執行及び会計の状況を監査する。

(総会)

第8条 ネットワーク会議の総会は、会長が招集する。

- 2 総会の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前項の規定にかかわらず、会長が会議を招集することが困難と認めた場合は、書面審査をもって総会にかえることができる。

(総会の権能)

第9条 総会は、本規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。
- (2) 事業報告及び収支報告に関すること。
- (3) この規約の変更に関すること。
- (4) 諸規定の制定及び改廃に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、ネットワーク会議の運営に関する重要な事項。

(代表団体及び事務局)

第10条 ネットワーク会議の業務を執行するため、第2条に定める主たる事務局が置かれる大阪府健康医療部健康推進室健康づくり課を代表団体とする。

- 2 代表団体に協議会業務の適正な執行のために事務局を置く。
- 3 事務局長には、大阪府健康医療部健康推進室健康づくり課長をもってあてる。
- 4 本会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。

(事業年度)

第11条 ネットワーク会議の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(資金)

第12条 ネットワーク会議の資金は、各種補助金及びその他の収入をもって充てるものとする。

(資金の取扱い)

第13条 ネットワーク会議の資金の取扱方法は、会計処理規程で定める。

(事業計画及び収支予算)

第 14 条 ネットワーク会議の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第 15 条 会長は事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、総会の開催の日の 10 日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支計算書

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

3 会長は、第 1 項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第 2 条の事務所に備え付けておかななければならない。

(補助金の交付の条件の遵守)

第 16 条 構成員は、ネットワーク会議が交付を受けた補助金において、ネットワーク会議に付された条件を遵守するため、所定の手続を実施するなど、必要な措置を講ずるものとする。

2 構成員が、前項規程による措置を講じず、又は、本事業を執行する場合において悪意又は重大な過失があったときは、当該構成員は、これによってネットワーク会議又は他の構成員に生じた損害を賠償する責任を負う。

(細則)

第 17 条 本事業に関する国の定め及びこの規則に定めるもののほか、ネットワーク会議の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

2 本規約、各規程及び細則の内容等に関し疑義が生じたときは、その都度各構成員間で協議の上、決定するものとする。

附則

1 この要綱は、令和元年 6 月 1 9 日から実施する。

2 この要綱は、令和 5 年 7 月 1 2 日から実施する。

3 この要綱は、令和 7 年 8 月 2 9 日から実施する。

大阪府食育推進ネットワーク会議団体名簿

1	一般社団法人大阪外食産業協会
2	公益社団法人大阪食品衛生協会
3	近畿百貨店協会
4	一般社団法人大阪府医師会
5	大阪府飲食旅館生活衛生組合連合会
6	公益社団法人大阪府栄養士会
7	公益財団法人大阪府学校給食会
8	大阪府学校保健会
9	大阪府漁業協同組合連合会
10	一般社団法人大阪府歯科医師会
11	大阪府市長会
12	大阪府小学校長会
13	大阪府食生活改善連絡協議会
14	一般社団法人大阪府私立幼稚園連盟
15	大阪府生活協同組合連合会
16	一般社団法人大阪府畜産会
17	大阪府町村長会
18	一般社団法人大阪府調理師会
19	一般社団法人大阪府農業会議
20	大阪府農業協同組合中央会
21	大阪府「農の匠」の会
22	大阪府PTA協議会
23	大阪府保育士会
24	地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所
25	大阪府保健所長会
26	NPO法人関西消費者連合会
27	管理栄養士養成施設
28	公益財団法人フィットネス21事業団
29	大阪府健康医療部健康推進室健康づくり課